

| 種目 | 障がい及び程度 | 対象年齢 | 性能等 | 耐用年数 | |
|-----------|---------|-------------------------------------|-------------|--|-----|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 | 18 歳以上 | 腕、脚等の訓練をすることができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 8 年 |
| | | 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | — | | |
| | 特殊マット | 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 | 3 歳以上18 歳未満 | じょくそうを防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの | 5 年 |
| | | 下肢又は体幹機能障害 1 級の者 (常時介護を要する者に限る。) | 18 歳以上 | | |
| | | 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの | 3 歳以上 | | |
| | | 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | — | | |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹機能障害 1 級の者 (常時介護を要する者に限る。) | 学齡児以上 | 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5 年 |
| | | 難病患者等であって自力で排尿することができないもの | — | | |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害 2 級以上 | 3 歳以上 | 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴さ | 5 年 |

| | | | | | |
|--------|--------|--|------------|--|----|
| | | の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） | | せるもの | |
| 体位変換器 | | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） | 学齢児以上 | 介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 5年 |
| | | 難病患者等であって寝たきりの状態にあるもの | — | | |
| 移動用リフト | | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 | 3歳以上 | 介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。 | 4年 |
| | | 難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのあるもの | — | | |
| 訓練いす | | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 | 3歳以上18歳未満 | 原則として附属のテーブルをつけるものとする。 | 5年 |
| 訓練用ベッド | | 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 | 学齢児以上18歳未満 | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 8年 |
| | | 難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのあるもの | — | | |
| 自立生活支援 | 入浴補助用具 | 下肢又は体幹機能障がい者であって、入浴に介助を必要とするも | 3歳以上 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただ | 8年 |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--|---|-----|
| 用具 | | の | | し、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | |
| | | 難病患者等であって入浴に介助を要するもの | — | | |
| | 便器 | 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者 | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる。)。ただし、取替え又は住宅改修を伴うものを除く。 | 8 年 |
| | | 難病患者等であって常時介護を要するもの | — | | |
| | 頭部保護帽 | ①平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者 ②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり、頻繁に転倒するもの ③てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 | — | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの | 3 年 |
| | T 字状・棒状のつえ | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい有する者 | 3 歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 3 年 |
| 移動・移乗支援用具 | 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がい有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 | 3 歳以上 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたもので | 8 年 | |

| | | | | |
|-------|---|-------|---|-----|
| | 難病患者等であって下肢が不自由なもの | — | あって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 | |
| 特殊便器 | ①上肢機能障害 2 級以上の者 ②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難なもの | 学齢児以上 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8 年 |
| | 難病患者等であって上肢の機能に障がいのあるもの | — | | |
| 火災警報器 | ①視覚障害 2 級以上、聴覚障害 2 級以上又は下肢若しくは体幹機能障害 2 級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者 | — | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 8 年 |

| | | | | |
|---------|---|---|--|----|
| | のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | | | |
| 自動消火器 | <p>①視覚障害2級以上、聴覚障害2級以上又は下肢若しくは体幹機能障害2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>③難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> | — | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 8年 |
| ガス漏れ警報器 | ①視覚障害2級以上、聴覚障害2級以上又は下肢若しくは体幹 | — | ガス漏れを感知し、音又は光を発して知らせるとともに、自動的にガス漏れを遮断し得るもの | 5年 |

| | | | | |
|-----------------|---|-------|--------------------------|-----|
| | <p>の機能障害 2 級以上の者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> | | | |
| 電磁調理器 | <p>①視覚障害 2 級以上の者（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）</p> <p>②知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの</p> | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 6 年 |
| 歩行時間延長番号機用小型送信機 | 視覚障害 2 級以上の者 | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの。 | 10年 |
| 聴覚障がい者用 | 聴覚障害 2 級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 18歳以上 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚することができ | 10年 |

| | | | | | |
|-----------|---------|---|--------|---------------------|----|
| | 屋内信号装置 | い者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) | | るもの | |
| | 暗所視支援眼鏡 | 視覚障がい有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められるもの 難病患者等であって視覚障がい有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められるもの | 学齡児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 8年 |
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 腎臓機能障害3級以上で持続携帯式腹膜透析(CAPD)による透析療法を行う者 | 3歳以上 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 5年 |
| | ネブライザー | 呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の障がい有するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であって必要と認められる者 難病患者等であって呼吸器機能 | — — | 対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 |

| | | | | |
|-----------------|--|-------|---|--------------------------|
| | に障がいのあるもの | | | |
| 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障害3級以上又はこれと同程度の障がいを有するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であって必要と認められるもの | — | 対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 |
| | 難病患者等であって呼吸器機能に障がいのあるもの | — | | |
| 自家発電機又は蓄電池 | 医療的ケアが必要な者又は難病患者等であって、在宅において人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器等の電源を必要とする機器を使用しているもの | — | 災害時に使用することを想定したものであって、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの | 自家発電機にあつては10年、蓄電池にあつては5年 |
| 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 |
| 視覚障がい者用体温計(音声式) | 視覚障害2級以上の者(視覚障がい児・者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 |
| 視覚障がい者用 | 視覚障害2級以上の者(視覚障がい | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 |

| | | | | | |
|-------------|-------------------------|--|-------|---|----|
| | 体重計 | い者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | | | |
| | 視覚障がい者用 血圧計(音声式) | 視覚障害2級以上の者(視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメータ) | 呼吸器機能障害3級以上の者又は心臓機能障害3級以上の者であって、在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が必要なもの | — | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5年 |
| | | 難病患者等であって人工呼吸器の装着が必要なもの | — | | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 音声又は言語の機能障がいをする者若しくは肢体不自由の者であって、発声・発語に著しい障がいをするもの | 学齢児以上 | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5年 |
| | 情報・通信支援用具 | 上肢機能障害又は視覚障害2級以上の者 | 学齢児以上 | 障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器や、アプリケーションソフト | — |
| | 点字ディスプレイ | 視覚障がい及び聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級) | 18歳以上 | 文字等のコンピュータの画像情報を点字等により示すことのできるもの | 6年 |

| | | | | |
|-------------------|--|-------|---|---------------|
| | であって、必要と認められるもの | | | |
| 点字器 | 視覚障害 2 級以上の者 | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 7 年（携帯型は 5 年） |
| 点字タイプライター | 視覚障害 2 級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。） | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5 年 |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障害 2 級以上の者 | 学齢児以上 | ①音声等により操作ボタンが知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの | 6 年 |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害 2 級以上の者 | 学齢児以上 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの | 6 年 |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚障がい者であって、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になるもの（文字を音声で | 学齢児以上 | 画像入力装置によって印刷物等を撮影し、又は読み込み、その文字等を拡大した画像を、簡単にモニターに映し出すことができるもの（当該読み込んだ文字を音 | 8 年 |

| | | | | |
|---------------|---|-------|---|-----|
| | 読み上げる機能が付加された視覚障がい者用拡大読書器の給付を受けようとする場合にあっては、その読み上げられた音声を理解することができるものに限る。) | | 声で読み上げる機能が付加されたものを含む。) | |
| 音声ガイド付携帯電話 | 視覚障害2級以上の児・者 | 16歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | |
| 視覚障がい者用時計 | 視覚障害2級以上の者。なお、音声時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。 | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 聴覚障がい児・者又は発声・発語に著しい障がいをもつ者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの | — | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの | 5年 |
| 聴覚障がい者用情報受信装置 | 聴覚障がい児・者であって本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | — | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴 | 6年 |

| | | | | |
|--------------------------|---|-------|--|----|
| | | | 覚障がい児・者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの | |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出により音声機能障害を有し、本装置により発声が可能となる者 | — | 呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの（笛式） | 4年 |
| | | | 顎下部にあてた電動版を駆動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの（電動式） | 5年 |
| 点字図書 | 主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者 | — | 点字により作成された図書 | — |
| 音声タグレコーダー | 視覚障害2級以上の者 | 学齢児以上 | ICタグに登録された当該音声情報を読み取り、内容を音声として知らせる機能を有するもので、対象者が容易に使用できるもの | 6年 |
| 地デジ対応ラジオ | 視覚障害2級以上の者 | — | テレビの音声及びAM/FM放送を受信する機能を有し、対象者が容易に使用できるもの | 6年 |
| 視覚障がい者用音声通信装置 | 視覚障害2級以上の者 | 16歳以上 | 文章及び文字を音声に変換する機能を有する携帯電話で、対象者が容易に使用することができるもの | 5年 |
| 人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ） | 聴覚障がい者を有する者であって、人工内耳用音声信号処理装置の装用後5年以上経過しているもの | — | 医療保険の対象とならないもの | 5年 |
| 人工内耳用専用 | 聴覚障がい者を有する者であって、 | — | 対象者が容易に使用し得るもの | — |

| | | | | |
|---------------------|---|---------|-------------------------|----|
| 電池 | 人工内耳を装着しているもの（人工内耳用充電器及び人工内耳用充電電池の給付を受けている者を除く。） | — | | |
| 人工内耳用充電器 | 聴覚障がいをもつ者であって、人工内耳を装着しているもの（人工内耳専用電池の給付を受けている者を除く。） | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 |
| 人工内耳用充電電池 | 聴覚障がいをもつ者であって、人工内耳を装着しているもの（人工内耳専用電池の給付を受けている者を除く。） | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 |
| 人工内耳用イヤーマールド | 聴覚障がいをもつ者であって、人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | — |
| 人工内耳用マイク クロホンカバー | 聴覚障がいをもつ者であって、人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 1年 |
| 補聴器・人工内耳用乾燥機 | 聴覚障がいをもつ者であって、補聴器又は人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 |
| 排泄管 | ストーマ用装具 | ストーマ造設者 | ①低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放 | — |

| | | | | | |
|-----------|--|---|---|---|---|
| 理支援 用具 | | | | <p>型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（消化器系）</p> <p>②低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（尿路系）</p> | |
| 紙おむつ等 | <p>①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストーマの変形のためストーマ用装具を装着することができない者で、必要と認められるもの</p> <p>②二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいのため、次のア又はイのいずれかに該当する者（3歳未満で発症した者に限る。）</p> <p>ア 高度の排尿又は排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの</p> <p>イ 身体障がいの程度が1級</p> | <p>3歳以上（左欄第5号に掲げる者については、3歳以上20歳未満の者に限る）</p> | <p>ア 紙おむつ</p> <p>イ サラシ、ガーゼ、脱脂綿</p> <p>ウ 洗腸装具（耐用期間6か月程度）</p> | | — |

であって、排尿又は排便の意思表示が困難な者で必要と認められるもの

③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの

④3歳未満で発症した脳性麻痺等の脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者であって、必要と認められるもの

⑤排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師の判断による書面をもって必要と認められる次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であるもの

| | | | | | |
|------------------------|----------------|---|-------|---|----|
| | | イ 3歳以上で発生した症状 又は事由に起因する下肢又 は体幹機能障害2級以上の 者 | | | |
| | 取尿器 | 高度の排尿の機能障がいのある 者 | — | <p><男性用> 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつける ものとする。ラテックス製又はゴム製</p> <p><女性用> A普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き</p> | 1年 |
| 居宅生 活動作 補助用 具 | 居宅生活動作補 助用具 | 下肢若しくは体幹機能障がい又 は乳幼児期以前の非進行性の脳 病変による運動機能障がい（移動 機能障がいに限る。）を有する者 であって、障害等級3級以上のも の（特殊便器への取替えをする場 合は、上肢の機能障害2級以上の 者） | 学齢児以上 | 対象者の移動等を円滑にする用具で設置に当たり小 規模な住宅改修を伴うもの | — |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | 難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのあるもの（特殊便器への切替えをする場合は、上肢の機能に障がいのある者） | | |
|--|--|--|--|

| 種目 | | 基準額 円 | 備考 |
|-------------------|--------|-----------------------|---------------------------|
| 介護・訓練 支援用具 | 特殊寝台 | 154,000 | |
| | 特殊マット | 19,600 | |
| | 特殊尿器 | 67,000 | |
| | 入浴担架 | 82,400 | |
| | 体位変換器 | 15,000 | |
| | 移動用リフト | 159,000 | |
| | 訓練いす | 33,100 | |
| | 訓練用ベッド | 159,200 | |
| 自立生活 支援用具 | 入浴補助用具 | 90,000 | |
| | 便器 | 4,450 | |
| | | (手すりを付ける場合にあつては5,400) | |
| | 頭部保護帽 | A スポンジ及び革を主材料に製作 | 15,656 |
| B スポンジ、革及びプラスチックを | | 37,852 | し、レディメイドによる製品については、価格の80パ |

| | | | |
|-----------------|--------------------|---------|---|
| | 主材料に製作 | | 一セントの範囲内の額とする。 |
| T字状・棒状のつえ | 主体—木材（十分な強度を有するもの） | 2,310 | 夜光材付とした場合は、430円（全面夜光材付きとした場合は1,260円）加算した額とする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円加算した額とする。 |
| | 外装—ニス塗装 | | |
| | 主体—軽金属 外装—塗装なし | 3,150 | |
| 移動・移乗支援用具 | | 60,000 | |
| 特殊便器 | | 151,200 | |
| 火災警報器 | | 15,500 | |
| 自動消火器 | | 28,700 | |
| ガス漏れ警報器 | | 20,000 | |
| 電磁調理器 | | 41,000 | |
| 歩行時間延長信号機用小型送信機 | | 12,000 | |
| 聴覚障がい用屋内信号装置 | | 87,400 | |
| 暗所視支援眼鏡 | | 395,000 | |
| 在宅療養 | 透析液加温器 | 51,500 | |

| | | | |
|-------------|--------------------------|---------|--------------|
| 等支援用具 | ネブライザー | 36,000 | |
| | 電気式たん吸引器 | 56,400 | |
| | 自家発電機又は蓄電池 | 150,000 | |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 17,000 | |
| | 視覚障がい者用体温計（音声式） | 9,000 | |
| | 視覚障がい者用体重計 | 18,000 | |
| | 視覚障がい者用血圧計（音声式） | 10,000 | |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 157,500 | |
| 情報・意思疎通支援用具 | 携帯用会話補助装置 | 98,800 | |
| | 情報・通信支援用具 | 100,000 | 原則1人つき1回とする。 |
| | 点字ディスプレイ | 383,500 | |

| | | | | |
|-------------------|-------|-----------------------------|---------|----------------|
| 点字器 | 標準型 | A 32マス18行 両面書 真鍮板製 | 10,712 | 附属品：点筆（価格に含む。） |
| | | B 32マス18行 両面書 プラスチック製 | 6,798 | |
| | 携帯用 | A 32マス4行 片面書 アルミニウム製 | 7,416 | |
| | | B 32マス4行 片面書 プラスチック製 | 1,699 | |
| 点字タイプライター | | | 63,100 | |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 録音再生機 | | 85,000 | |
| | 再生専用機 | | 48,000 | |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | | | 99,800 | |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | | | 198,000 | |

| | | | |
|--------------------------|-----|---------|------------------------------|
| 音声ガイド付携帯電話 | | 59,000 | 携帯電話対応音声コードの読取機能を搭載した機種に限る。 |
| 視覚障がい者用時計 | 触読 | 10,300 | |
| | 音声 | 13,300 | |
| 聴覚障がい者通信装置 | | 71,000 | |
| 聴覚障がい者情報受信装置 | | 88,900 | |
| 人工喉頭 | 笛式 | 5,150 | 附属品：気管カニューレ（3,193円加算した額とする。） |
| | 電動式 | 72,203 | 附属品：電池、充電器（価格に含む。） |
| 点字図書 | | 必要と認めた額 | |
| 音声タグレコーダー | | 59,800 | |
| 地デジ対応ラジオ | | 29,000 | |
| 視覚障がい者用音声通信装置 | | 59,000 | |
| 人工内耳用音声信号処理装置（スピーチプロセッサ） | | 300,000 | 価格は片耳分 |

| | | | | | | |
|--------------------|----------------|------|------|---------|-------------------|--|
| | 人工内耳専用電池 | | | 2,500 | 価格は1か月分 | |
| | 人工内耳用充電器 | | | 25,200 | | |
| | 人工内耳用充電電池 | | | 16,800 | 価格は片耳分 | |
| | 人工内耳用イヤーマールド | | | 9,000 | 価格は片耳分 | |
| | 人工内耳用マイクロホンカバー | | | 4,200 | | |
| | 補聴器・人工内耳用乾燥機 | | | 19,000 | | |
| 排泄管理 支援用具 | ストーマ用装具 | 消化器系 | | 8,858 | 価格は1か月分 | |
| | | 尿路系 | | 11,639 | 価格は1か月分 | |
| | 紙おむつ等 | | | 12,000 | 価格は1か月分 | |
| | 収尿器 | 男性用 | A普通型 | | 7,931 | |
| | | | B簡易型 | | 5,871 | |
| | | 女性用 | A普通型 | | 8,755 | |
| B簡易型 | | | | 6,077 | 簡易型は採尿袋20枚を1組とする。 | |
| 居宅生活 動作補助 用具 | 居宅生活動作補助 用具 | | | 200,000 | | |